

河長監第42-2号
令和7年3月26日

河内長野市長 西野 修平 様

河内長野市監査委員
村治 規行
桂 聖
(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

第1 監査対象団体

財政援助団体等：河内長野市商工会（以下「商工会」という。）及び公益財団法人河内長野市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）

第2 監査対象期間

原則として令和5年度、必要に応じて令和6年度

第3 監査実施期間

令和6年10月16日（水）から令和7年3月26日（水）まで

第4 監査対象団体所管部局

環境経済部産業観光課

第5 監査項目及び手続き

商工会については監査対象団体の補助金に係る出納その他の事務について、財政的援助の決定は法令等に適合しているか、補助金の交付目的は明確か、補助金の額の算定、交付方法、時期は適正か、履行の確認は実績報

告書によりされているか、補助金交付団体指揮監督への指導監督は適正に行われているか等を確認し、サービスセンターについては監査対象団体の出納その他の事務について、定款及び経理規程等の諸規程が整備されているか、関係帳票の整備及び記帳は適切か、決算諸表等が法令等に準拠して作成されているか、会計経理及び財産管理は適切か、提出された資料及び監査対象団体内で関係諸帳簿等を照合確認し、監査を実施しました。

なお、事前調査の一部は、公友監査法人大阪事務所に委託し、実施しました。

第6 監査結果

商工会の補助金に係る出納及びサービスセンターの出納並びに出納に関連する事務については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

1. 河内長野市商工会事業補助金に係る補助対象経費の収支報告について

河内長野市商工会事業補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）によれば、商工会は、補助対象事業の収支予算等を添えて補助金交付申請書を市長に提出し、市長は当該申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することが求められていました。また、補助事業が完了したときは、商工会は速やかに補助対象事業の収支決算書等を添えた実績報告書を市長に提出し、市長は当該報告書の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めたうえで補助金の額を確定することが求められていました。

補助金の交付対象は、商工会の3つの事業（小規模事業者経営改善普及事業、地域商業団体振興事業、勤労者福祉対策事業）及びその他市長が特に必要と認める事業に関する人件費及び事務経費でしたが、補助金額は、補助金要綱別表に定める補助率及び補助金の額とし、さらに河内長野市補助金交付規則により、当該事業年度の予算の範囲内とされていました。当該補助金に関する収支予算書及び収支決算書を確認したところ、改善すべき点が見受けられました。

- (1) 各補助対象事業の補助金交付申請時の収支予算書及び補助金実績報告時の収支決算書における補助対象経費の金額は、あらかじめ定め

られた各事業の予算額を補助率で除して補助対象経費を逆算していたため、同額となっていました。商工会では、実際には、補助対象経費を上回る支出が発生していましたが、補助対象経費を上回る額を補助対象外経費として報告していました。現状のような報告方法では、補助対象事業の実施に要する経費の全体像を把握することができません。また、予算額と決算額は必ず同額となり、予算額と決算額を比較する意味がなくなってしまう。したがって、補助対象外経費として報告されている経費のうち、各事業に係るものについては、補助対象経費に計上する必要があります。

- (2) 補助金申請及び実績報告において、人件費及び法定福利厚生費のみを補助対象経費としていました。補助金要綱では、事務経費も補助対象経費としていることから、補助対象事業の実施に要する経費の全体像を把握するという観点からは、事務経費を補助対象経費の範囲に含めることも検討する必要があります。

2. 補助金対象経費となる人件費の集計について

補助金実績報告に参考資料として添付されている「令和5年度河内長野市商工会決算内訳」を確認すると、そこに記載されている各事業の「人件費」及び「退職引当金」の合計が各事業の補助対象経費における人件費として、また、「福利厚生費」が各事業の補助対象経費における法定福利厚生費として、それぞれ収支決算書で報告されていました。補助対象経費の範囲については、1で述べた改善すべき点もありますが、現状で報告されている範囲のなかでも、改善すべき点が見受けられました。

- (1) 「令和5年度河内長野市商工会決算内訳」の「人件費」には「福利環境整備費」2,000千円が含まれていましたが、「福利環境整備費」は職員に対して支給したのではなく、商工会内で資金を留保していたものであり、補助対象経費に含めるべきではありませんでした。
- (2) 「令和5年度河内長野市商工会決算内訳」に記載されている「退職引当金」は「退職給与引当費」4,000千円のことでしたが、「退職給与引当費」は退職給付に係る期末自己都合要支給額などのように、客観的な根拠がある金額ではなかったため、補助対象経費に含めるべきではありませんでした。
- (3) 「その他市長が特に必要と認める事業」として、商工祭事業に2,301

千円補助し、補助対象経費を 4,602 千円と報告していましたが、実際には、市から受け入れた補助金 2,301 千円をそのまま別会計である「One Love Festa 河内長野市商工祭」に支出しており、その差額を調整するため、人件費総額から 2,301 千円を減額した額を人件費として報告していました。商工祭事業については、2,301 千円を「One Love Festa 河内長野市商工祭」に支出した旨を記載した上で、「One Love Festa 河内長野市商工祭」の収支予算書及び収支決算書を添付することとすべきであり、人件費で調整する取扱いを行うべきではありませんでした。

商工会は、補助金実績報告における補助金対象経費となる人件費の集計について、見直しをする必要があります。